

レポート・論文における盗用・剽窃行為について

大学生には、「レポート」や「論文」（以下たんに論文と略します）と呼ばれる課題を執筆し提出する機会がしばしばあります。演習科目（少人数で、プレゼンテーションとディスカッションが中心になる科目）では必ず論文が課されますし、講義科目でも、通常の試験のほかに論文が課される場合、試験の代わりに論文によって評価が行われる場合などがあります。論文の執筆は大学生としての生活の重要な一部です。

したがって論文の書き方について注意すべきことは数多くあります。ここでは、一つだけ最も重要なことを注意します。論文とは、課題図書、参考文献、資料などを読み、調べ、必要に応じてその内容を整理し要約した上で、自分の文章で自分の考えを述べたものです。書物やウェブサイトからの文章の抜き書きや丸写しは、論文ではありません。ウェブ上の文章をコピー&ペーストしただけのもの、あるいは一部でもそうした部分を含むものを論文として提出することは許されません。これは、試験におけるいわゆるカンニング（他人の答案や持込の禁止されている資料を写すこと）と同様、不正行為に当たります。論文の盗用・剽窃行為が発覚した場合、全科目無効や停学を含む、厳格な処罰をもって臨みます。

ただし、他人の文章やアイデアをまったく利用してはならない、ということではもちろんありません。「引用」と「盗用」あるいは「剽窃」とは違います。論文のなかで他人の文章をそのまま借用したり、あるいは論文の中心になる重要なアイデアを他人の文章に頼ったりした場合は、その文章の出所を（つまり、だれがどこに書いた文章であるかを）、引用や参照のルールにのっとり示し、その部分は自分の書いた文章（あるいは自分で考えたアイデア）ではなくて、誰かから借りたものであることを明らかにする必要があります。この要件を満たせば、「引用」といえます。他人から借りた文章やアイデアの出所を示さずに、自分の書いたものとして（自分の名前と学籍番号を書いて）提出すると、「盗用」または「剽窃」となるのです。

「自己剽窃」と呼ばれる不正行為もあります。たとえば、ある科目で作成し提出したのと同じあるいはほぼ同一のレポートを複数の異なる科目に提出することは自己剽窃にあたります。また、過去に自身が書いた論文の中の文章またはパラグラフの一部を、自分で書いた内容であるからという理由で適切な引用や註釈なしに、他の科目の論文に使用することも自己剽窃にあたります。自分自身で確かに考え書いた内容であることを証明するには、自分自身が過去に書いた論文であったとしても、それが何年何月にどのようなタイトルでどのような科目に提出したレポートの何ページに書いたものなのかを、適切に註に記載する必要があります。

もとより、他人に論文を書いてもらうことは不正行為です。授業の課題としての論文は、各人の到達度を確認するためのものですから、自分一人で執筆してください。他の学生と共同で論文を執筆するときは、必ず担当教員の許可を得てください。

剽窃、自己剽窃等すべての不正行為について、本学は厳正に対処を行います。「どうせ気づかないだろう」という安易な考えは今すぐにやめてください。システム上でチェックは、過去に自身が提出した論文も含めてすべての論文に自動でかかります。十分に注意の上、論文執筆にあたってください。

どのように引用すれば不正行為にならないかは、講義のなかでも注意を受けるでしょう。それに加えて、『アカデミックリテラシー2008』（<http://www.decode.waseda.ac.jp/ronbun/>からダウンロード可能）、

第3章「情報倫理」の「著作権関連」、または第6章「レポート・論文と作成支援」の「6.5 これだけはやるな」や、以下に掲げる参考文献を読んで、正確に理解するように努めてください。

基本となるルールは次のものです。

●他人の文章、あるいは自分が以前に書いた文章を書き写す場合（つまり引用する場合）には、①今書いている文章（地の文）と借りてきた文章（引用文）とを必ず明確に区別する。引用文全体を「」（一重カギカッコ）でくくるのが最も基本的なやり方です。その際に文末の。（句点）は、「」の外に出します。②引用部分ごとに、著者名、著書（あるいは論文や記事）のタイトル、該当ページ数（および出版社や出版年）がわかるようにします。③引用部分の総和（合計）は、文章全体の総量に対して従属的な部分にとどまらなければなりません。④引用には、引用を行う必然性がなければなりません。不必要な引用をむやみにすることは慎んでください。

引用文の例：

「大学教師が剽窃にキビシク対処しようとするのはなぜだろう。アカデミックな世界には、「人がそれなりの努力を傾注して調べたり考えたりして到達した真理・知識は、基本的には人類すべてのものとして共有されるべきである。しかし、その代わりに、それを生み出した人にはそれ相当の尊敬が払われなければならない」という基本的なルールがある。剽窃はこのルールに違反している。論文の剽窃がきびしく咎められるということは、学生もこのアカデミックな世界の一員と考えられている、ということだ」（戸田山和久『新版 論文の教室』、NHK 出版、2012 年、35 頁）。

ウェブ上の文章の引用の場合は、アドレスと、アクセスした日付を明記してください。すでにワープロソフトの註作成機能になじんでいる人は、それを利用して脚註をつけてもかまいません。

●文章をそのまま引用したわけではなくても、要約というかたちで利用したもの、アイデアを得るために参考にしたものがあれば、同じように著者名、タイトル、ページ数（ウェブの場合はアドレスとアクセスした日付）を示すのがルールです。

●とくにウェブ上の文章に関しては、「その文章は論文ではない」、「無料でリンクフリーのサイトだからいいと思った」などと言い訳する人がいますが、どれも通用しません。盗用または剽窃のポイントは、「すでに存在する文章を、新たに自分が書いたものとして提出する」ということにあります。もともとのサイトの性格は問題ではないのです。たとえば、よく使われるものとして、新聞社や通信社のサイト、官庁のサイト、ウェブ上の事典・辞典の類、大学、高校、予備校などの教員が講義を補助する目的で開いているサイト、研究者や学生のブログや読書録、通信販売サイトの書評欄などがあります。いずれも無断で（論文のなかで明示せずに）利用すれば盗用または剽窃に当たります。

●以上は、「絶対にやってはいけないこと」についての注意です。どのような場合に引用や要約を行うべきなのか、一本の論文のなかでどの程度の分量を引用や要約に頼るべきか、といったことについては、実際に論文を書きながら学んでください。一年生にとっては、基礎演習と学術的文章の作成という二つの科目が大きな助けになるでしょう。他の科目でも、不明な点、心配な点があれば、教員に遠慮なく相談してください。優れた論文を書くためには、自己流の書き方ではだめです。「うまい書き方」の技術を学んでください。